

# 「教員資格」から見た チャータースクールに対する規制強化

佐々木 司\*

Examining Charter School Regulatory Reform:  
The Role of Teacher Qualifications in Policy Shifts

SASAKI Tsukasa\*

(Received September 26, 2025)

本論文は、カリフォルニア州のチャータースクールに対する規制強化を「教員資格」の観点から分析、考察したものである。同スクールは規制緩和のための制度として1992年に法制化したのが、1998年にはコア科目で、2020年からはノン・コア科目を含む全科目で教員免許状所持が義務づけられた。この「規制強化」の動きに対して、一部非通学型チャータースクールは、「エンリッチメント・ベンダー」という制度を導入することで応じている。多様な教育関係プログラムを提供することは学校の魅力となり得るが、あらゆる科目等について免許状所持者を教員として雇用しておくことは、相当な負担となる。多様な「エンリッチメント・ベンダー」を登録しておき、生徒や保護者がベンダーを選択的に「購入」した場合にのみ費用を支払うという仕組みなら、出費やリスクを軽減できる。

## 1. はじめに

本論文は、米国カリフォルニア州（以下、加州）におけるチャータースクール（以下、CS）を対象に同制度の拡大とそれに対する規制強化、さらには規制への応じ方を「教員資格」の観点から分析、考察した結果を提示するものである。

加州のCSは1992年に始まった学校制度であるが、非通学型のCSが大量の生徒と教育費を既存公立学校から奪ったことで規制の強化が進んだ。加州は2020年度以降、設置・更新されるCSに対し、公的データに基づいたコミュニティ・インパクト調査を行い、既存公立学校から生徒を奪うものではないことを文書で説明するよう義務づけ、さらに2020年から25年末までの6年間は、非教室型、すなわち家庭など教室以外の場における学習を支援するCSは、設置申請それ自体を認めないこととした（佐々木, 2021）。これはインディペンデント・スタディなど非通学型CS増加への対抗措置である。

規制の強化は教員資格にも及んだ。CSの教員には、1997年までは何らの資格も求められていなかったのだが、1998年には主要（コア）科目で（加州下院法案AB 544,

1998）、そして2020年からは音楽・美術などノン・コア科目を含む全科目で（AB 1505, 2019）、公立学校教員と同じ教員免許状の所持が義務づけられた。校長やカウンセラーについては、今のところ法的要件の設定はなされていないが、教員同様、公立学校と同じ資格を求めているかどうかの声も聞かれる。

そもそもCSは、公教育に対する規制緩和策として制度化したものであるが、一般公立学校化の圧力が高まるなかで、CS、とりわけ非通学型のそれは、いかなる反応を示しているのであろうか。そこに見えるせめぎ合いから、CSを含む公立学校と教員の変化・変容を描き出してみたい。なお、本論文は主に法規定を含む関連文献（1990年代～2025年、特に2020年代）の読解とCSの教育長ないし校長に対する問い合わせ（2024年3月）に基づいて執筆したものである。

## 2. 教員免許状の義務化という規制強化

加州のCS教員資格を厳格化したのは、2019年に可決したAB1219とAB1505である。AB1219は、CSを含むすべての公立学校に対して毎年モニタリングを行い、教員

\* 山口大学教育学部, 〒753-8513 山口市吉田1677-1, tsasaki@yamaguchi-u.ac.jp

配置が免許状に基づいて適切に行われていることを明らかにすること、そして不適切な場合にはそれを是正することを求めるものである。他方ABI505は、それまで資格の所持が求められていなかったノン・コア科目（音楽、美術、ダンスなど）についても教員免許状を義務づけるとともに、雇用される教員予定者に対し指紋の採取、犯罪歴がないことを証明する書類の提出を義務づけるものである。ただし2025年6月までは猶予期間となっており、すでに雇用されているCS教員は、この期間終了までに必要な免許状を取得することが求められる。

近年における加州CSに対する教員資格関連の規制強化は上記のとおりである。では、他州はどうであろうか。簡単に記しておく。現在CSは46州とワシントンDCで法制化されているが、教員免許状の所持を義務づけているところと、そうでないところが存在する。ただし、義務づけていないのはアラバマ、アリゾナ、アーカンソー、ワシントンDC、ルイジアナ、オクラホマ、ウエストバージニアに限られ、その他は義務づけている（Education Commission of the States, 2024）。義務づけている州も、一定の例外規定を設けているところが多く、義務づけていない州も特別支援、バイリンガル教育などは義務づけており、その意味では中間的である。また、現在義務づけている州も、加州、ミネソタ州がそうであるように90年代の前・中期にCSを法制化した州は、当初は義務づけていなかったが90年代後半から2000年代に義務化させている。

ところで加州ほか米国諸州では、一般に私立学校教員には教員免許状は課されておらず、したがって州の公的機関が発行する教員免許状は事実上公立学校で教鞭を執るための資格として存在している。CSは教育上、伝統的な公立学校とは異なる選択肢を提供するために規制を緩和して認められた公立学校であるから、免許状の所持が義務づけられるか否かは、公費による設置・運営という仕組みを採用したうえでどの程度の自由をそこに認めているのか、それを測る重要な尺度となり得る。

### 3. 加州における教員免許状の歴史

本論文は、加州におけるCSに対する2020年以降の規制強化を「教員資格」から分析、考察するものであるが、ここで同州における教員免許状の歴史の変遷についても述べておきたい。加州は教員不足を長期にわたって経験してきたことはその通りである。しかし、安易に教員資格を与えてきたのかといえばそうではない。その歴史を俯瞰するならば、それは厳格化、管理化の歴史であったといえる（Commission on Teacher Credentialing, 2011）。

加州で州教委が免許状を発行するようになったのは1863年のことである。それ以前は、統一的な免許状、資

格は存在せず、地方学区やカウンティが、教えることのできる者を個別に認めていた。義務教育法が制定されたのが1874年。1893年になると、州教委は師範学校（normal school）卒業生に小学校教員免許状を終身有効なものとして発行した。1901年には、師範学校や大学で提供される教職課程を州教委が認定する仕組みが採用された。

大戦期を経て1950年代になり、教育の高度化、現代化への対応不足、校内暴力等の問題行動が深刻さを増すと、公立学校や教員養成への不満は高まり、加州ではベダゴジカルな教育よりも、教科の内容学の方を強化しようという動きが高まった。これを牽引し法制化させた州議員の名に因んで「フィッシャー改革」と呼ばれるのが、1950年代から60年代にかけての動きである。この改革により、免許状取得には大学に5年間在籍することが求められた。基本的には、学部段階の学習を修了した後、1年の教員養成課程で免許状取得のための授業履修や実習を行うという形態である。この制度は中等学校教員にはすでに1905年から課されていたものだが、初等学校教員にも同じことが求められるようになったわけである。

フィッシャー改革は、教員のレベルを上げようとしたものではあったが、教育関係者、教員養成関係者の反発を招いた。教科の内容学に比べ「教育」それ自体を軽視したからである。しかし、それ以前のあり方がよいとされたわけでもなかった。

フィッシャー改革に続くかたちでこの問題に取り組んだのが、これも関係法案を作成した議員の名を冠した「ライアン改革」と呼ばれる改革であった。ライアン改革により、1970年、州内で統一的に免許状を発行、管理する免許状部局（Commission on Teacher Credentialing : CTC）が設立された。CTCは、それまでの免許状発行機関であった州教委内の部局からその役割を引き継いだ独立専門機関であり、委員会組織のもとに事務局が置かれている。免許状の発行・管理を専らに行うこの組織が設けられたのは、教職の専門職性を高め、州内における統一的な管理・運営をいっそう推進せんがためである。このような組織の設置は加州が全米初であった。ライアン改革もたらしたもうひとつの特徴的な仕組みは、免許状の2段階化である。大学卒業時に獲得できるのは「予備免許状」（preliminary credential、5年間有効）であり、その後基本的には2年をかけて学校で教員経験を積むことで「本免許状」（clear credential、以後5年ごとの更新）を獲得するという仕組みがそれである。加州における現行の教員免許状制度の中核は、以上2つの改革によって成立したということができる。

それ以後も、「管理化」「厳格化」は続いた。1983年には読み・書き・数学に関する基礎学力を証明する州内標

準化テストであるCalifornia Basic Educational Skills Test (CBEST) が、2003年には個別教科に関するCalifornia Subject Examinations for Teachers (CSET)が設けられ、まずそれに合格しなければ免許状は取得できなくなった。

1990年代の終わりになると、「本免許状」取得のために、現場での実務経験とそれに基づく研修が重視され、管理されるようになった。1998年に成立したSB2042によって、本免許状を取得するためには、実践的なインターシップ（メンターによるモニタリングと大学での授業履修を適切に含み、カウンティが中心になってそれを管理し、CTCが認定したもの）が義務化された。予備免許状しかもたない新人教員を本免許状取得へと向けていくこのプログラムは、当該教員の個別性への配慮、メンター配置による充実した指導、実務経験の重視（job-embedded）、各学校の特徴に応じたデザイン等によって、従来のものよりもはるかに要求レベルが上がったテラーメードなものになった。

もちろん、教員資格は「厳格化」だけで語られるものではない。矛盾するようだが、厳格化が見られるところには「寛大さ／寛容さ」も用意される。免許状非保持者のための臨時的雇用特別申請の制度（emergency permit）がそれである。教員不足の学校が、何とかして教員を確保するために用意されている「許可」は、50年代～60年代の「厳格化」と時を同じくして制度化していった。これは、代用教員（substitute teacher）という制度とも連動するものである。臨時的な許可はそれ自体多様だが、例えば、教職課程に在籍している大学生で、大学で90単位以上をすでに取得している者に、30日まで教えることができる許可証を（学校を管理する学区の求めに応じて）発行してもらうことはできる。また、職業（キャリアテック）関係のことを教えてもらうために、高校卒業以上で実務経験3年以上の者に許可状を発行してもらうこともできる。CBESTとCSETも2021年以降、必ずしも受験しなくてよくなった（SATやACT、あるいは大学の関連授業でB以上の成績をあげることで代替可能となった）。厳格化と同時に易化したわけである。

#### 4. 教員免許状義務化への応じ方

先に述べたように、近年成立した関係法案はAB1219とAB1505である。いずれもCSに影響を及ぼすものではあるが、CS限定で規制を強化したのは後者である。それまで資格所持が求められていなかったノン・コア科目についても免許状を義務づけるということは、CSにとってどのような意味をもつのか。また、この義務化にCSはどのように応じることができるのか。以下、この点について述べていきたい。

2020年から音楽・美術などノン・コア科目を含む全科

目で公立学校と同じ教員免許状の所持が義務づけられたということは（猶予期間が2025年6月まではあるが）、文字通りに解釈すれば、免許状の所持が義務づけられたということになるわけだが、しかしそれは、CSはノン・コア科目担当の免許状非保持者に対して必要な許可証を与えてもらうための事務手続きを、CTCに対して行わなければならないとなったということを意味する。

CSは、伝統的な学校が提供しないような教育プログラム、教育方法、教育環境を提供することを売りにした学校である。そのユニークさがノン・コア科目で発揮されることも少なくない。音楽、美術、芸術、体育等（のさらに細かな分野：ギター、演劇、バレエなど）において、教員免許状を持たない優れた指導者を「教員」として雇用することで、生徒や保護者を魅了してきた。それが今後は、CTCへの申請が必要になるのである。そもそも、寛容な、免許状非保持者のための臨時的雇用特別申請があり、それに則って許可を得さえすればよいではないか。こう考えることもできるが、この許可申請は教員個人が行うものではなく、学区（CSの場合はCSが学区となる）がその必要性を記したうえで申請しなければならない仕組みになっており、CSにとって事務負担は増す。

また、そもそも免許状保持者／非保持者に関係なく、採用候補者を確保しなければならない、という問題はあつた。CSのなかには、戦略的に教員確保に努めているところも少なくない。そのひとつに、教員養成・採用に力を入れている特定大学との連携確保／強化がある。例えば、ロサンゼルスには多数のCSがあるが、近隣の私立大学との間に連携関係を築き、教員候補者確保のためのルートを築いているCSもある。これにより、教職課程在籍学生を臨時的な教員として、あるいは「予備免許状」所持の大学卒業生を新人教員として獲得しやすくなる。臨時的とはいっても、これらは教員に関心をもつ者であり、将来、正規の教員として雇用することを期待できる。同様のことは、UC（カリフォルニア大学）との間でも行われている。また、あるCSはハイスクールでありながら、教員養成プログラムを自校内で提供している。

上記と重なるところもあるが、「居住プログラム」（residency program）に積極的に参加しているCSもある。この居住プログラムは、大学生に1年間教員として勤めてもらい、給与や居住費を支払うというもので、カウンティがこれをデザインしていることが多い。大学生は、大学生という身分を保ったままで、臨時的許可証を得て「教員」として働き、給与をもらい、メンター他から指導を受けるわけである。これ自体はCS限定の制度ではないのだが、カウンティの教育局にアプローチして「教員」確保に努めているCSもある。

以上の制度、仕組みは「義務化への応じ方」にはなるが、しかしCS限定のものではない。公立学校によるリクルート活動、免許状取得支援である。では、ノン・コア科目に特に強く関係したもの、また非通学、非教室ならではの応じ方はないのだろうか。ある。それこそが「エンリッチメント・ベンダー」である。

##### 5. 「エンリッチメント・ベンダー」：非通学型CSによる規制強化の回避

「エンリッチメント・ベンダー」とは何かを述べる前に、ベンダーについて説明しておきたい。ベンダーとは、自動販売機（ベンダー／ベンディング・マシン）がそうであるように、いくつかの選択肢のなかから好みに応じて購入されることを前提とした、モノやサービスの販売者／提供者のことである。米国の学校には、教科書、スクールランチ、生徒管理・校務システム、人材派遣、校地・校舎のリース、その他に関係して多くの業者が入っており、これらも広義のベンダーとみなすことができるが、より狭義のベンダーは「サプライチェーン」、すなわち一連のチェーン内の次のリンクにモノ／サービスを販売、提供するという意味合いの強い用語である。

日本を含む多くの国で学校は業者（広義のベンダー）無しには存在し得ないが、とりわけCS（およびそれがもたらしている制度的変容）を理解するには、狭義のベンダー（そして、その前提となるサプライチェーン）に注目する必要がある。

まず、①CSはそれ自体がベンダーである。州や地方教育局は、それまで学校において自らが提供してきた教育サービスを、CSから購入しているとみなすことができる。また、②CSは、効果的・効率的な運営を行い、エンドユーザーに満足のいく教育サービスを提供するよう、自身の学校の経営や教育活動、その他を分化・分業させており、これをベンディングとみることもできる（管理部門、教育サービス提供部門、CS内の個別アカデミー／プログラム部門、各地のラーニングセンターなどが、この分化・分業にあたる）。さらに、③非通学型CSは、多くのベンダーを登録させ、そこから授業や学習、クラブ活動などの教育サービスを「購入」し、生徒に「販売」している（ただし、形式的には生徒側が同サービスを選択的に購入し、その費用をCSがベンダーに支払っている。事例後述）。本論文は、狭義のベンダーのなかでも③、サプライチェーンにおける末端の（しかし、これこそが非通学型CSの本質を呈していると思われる）「エンリッチメント・ベンダー」に着目するものである。

エンリッチメント・ベンダーとは、CSそれ自体が提供する授業や教育活動を、より豊かにしてくれる教育機会（アカデミック教科関連、音楽・美術・体育、クラブ

活動、フィールドトリップ等々）の提供者、販売者のことである。エンリッチメント・ベンダーは、日本でみられるような学校支援のためのボランティア団体ではない。サービスの売買を前提としており、そこには公金が流れる。学校の授業や教育活動をより豊かにしてくれるサービスをベンダーから購入することで、エンドユーザーは主体性を発揮し、自身のニーズを満たす。多様なベンダーをチェーン内で仲介しているのがCSということになる。

無論、エンリッチメント・ベンダーそれ自体は「教員」ではない。しかし、教育関連プログラムを提供する者であることに違いはなく、教員に準ずる存在とみなすことはできる。学校は今、過去の閉じたシステムから、より開かれたシステムに変容し、いわゆるプラットフォーム化しつつあるわけだが、とりわけCSにおけるエンリッチメント・ベンダーという制度、仕組みは、従来の正統的な教育提供者としての「教員」の領域に、外部者を招き入れる動き、そしてそれは教員資格に対する規制強化に抗うものとして捉えることができる。

ここで、あるCS（以下ACSと称す）を事例に、エンリッチメント・ベンダーの募集、認定、登録から教育サービス「購入」に至る流れについて紹介しよう。ACSは1990年代の終わりにインディペンデント・スタディプログラムをもつCSとして新規開校したものであるが、現在では4プログラム（①ホームスクール、②インディペンデント・スタディ、③カレッジ・プレップ、④ミドル・スクール）に7千人以上の生徒をかかえる大規模非通学型学校になっている。その意味では、規制関係を検討するうえで有効なCSである。このCSが提供する授業は、基本的にすべてオンライン上で行われている。授業時間は定められており（いわゆるオンデマンド形式ではない）、教師は自宅からオンラインで生徒に向けた授業をライブで行う。この授業はCS側によって視聴、記録されている。筆者はACSを2024年3月に訪問し、教育長はじめ同校のスタッフから情報を得るとともに、授業を視聴する機会を得た。授業は通常、同時に50～100程度が実施されている。生徒は（アバターなどは使わず）基本的に画面上で顔を出し、登録されている名前で授業を受けていく。ACSの教職員数は約400人、うちおよそ120人が管理運営部門のスタッフ、280人が授業を担当する教員あるいはカウンセラーである。

ACSに登録されているベンダーの数は約350で、生徒・保護者側には、①のホームスクール・プログラムに在籍している場合には年間3,000ドルが、その他プログラム（②～④）に在籍している場合には1,500ドルが提供される。生徒・保護者はそれを使ってベンダーによる教育サービスを購入する。ただし、ベンダーを利用する、

しないは生徒・保護者の自由である。また、生徒・保護者側に与えられるのは現金ではなくベンダー利用にのみ使用できるネット上の金券（電子クーポン）である。ベンダー側は、教育サービス提供後、ネット上でこの金券を生徒・保護者から受け取り、それをACS側にネット上で伝え、ベンダーのネットバンク口座に支払われる仕組みになっている。

ベンダー登録に費用はかからないが、賠償責任保険への加入、ベンダー代表者の犯罪歴証明／指紋提示などは求められる。規約は数十ページにのぼり、それに同意したうえで、ベンダーとして申請することになる。登録を認めるか否かはあくまでACS側の判断となる。登録は通年可能だが年度末が有効期限であり、毎年度登録し直す必要がある。

登録が認められたベンダーは、ACSの（パブリックな）ウェブサイトにおけるベンダーリストにおいて紹介（名称、提供プログラム名、連絡先、Google／Yelp等の評価）がなされるとともに、（クローズドな）ポータルサイトが与えられ、そこに詳細な情報等を登録できる（メンバー限定アクセス権限）。生徒・保護者側にも、ACSの生徒として登録された時点でポータルサイトが与えられている。興味・関心のあるベンダーを見つけた生徒・保護者は直接ベンダー側に連絡をとり、必要に応じポータルサイトその他を使って質問等をしたうえで、エンリッチメント・プログラム／アクティビティを購入する。ACSの教師が、自身の授業の一部を構成するものとしてベンダーによる活動等を生徒・保護者に提案し、同意が得られた場合のみ、教師がベンダー側に連絡を入れることもあるが例外的である。基本的には、生徒・保護者とベンダーの二者間でサービスの授受が行われていく。

生徒が授業や指導等を受けるのは、オンライン上のこともあれば、ベンダーが物理的に所在している場所（特定の建物など）、あるいはそれ以外（例えば、生徒・保護者の家庭、公園・博物館等）である。ベンダーが生徒にサービスを提供することのできる時間は、最大週12時間までと上限が定められているが、人数に関する制限は設けられていない。ベンダーは「教員」ではないし、教員と呼ばせると混乱を招くことから、「エンリッチメント・サービス・プロバイダー」と呼ぶことが推奨されている。ベンダーが生徒に直接「単位」を与える、もしくは成績証明書を発行することは禁止されている。サービス・プロバイダー、つまりベンダーがサービスを提供している時間帯は、必ず保護者が授業の場に同席していなければならないことになっている。

## 6. エンリッチメント・ベンダー規制法案の概要

エンリッチメント・ベンダーに関しては、規制強化の

ための関係法案が2020年度、21年度に提出されている（AB2990, AB1316, 加州上院法案SB593）。これら3法案は、いずれも廃案もしくは取り下げとなったのだが、ここからは、CSやベンダーの何をどのように規制しようとしていたのかがわかる。

AB2990の要点は次の4つである。①地方教育行政機関（LEA：Local Education Agency）が生徒・保護者に対して金銭的インセンティブを与えることを禁止する、②州教育局に対して州内における公認ベンダーリストの作成を求めるとともに、LEAはリストに掲載されているベンダーとだけ、エンリッチメントのための契約を結ぶことを認める。③LEAに対して、エンリッチメントのために教育費を使用することを公式に認める。④「教育におけるエンリッチメント活動（educational enrichment activity）」は次のように定義される。アカデミックなカリキュラムではなく、生徒の知的、社会的発達を支援するもの（例えば芸術、エンターテインメント、レクリエーション、テクノロジーなど）を含むこととする。なお、地方教育行政機関（LEA）とは、具体的には、学区、カウンティ教育局、学区機能を有するCSのことである。

AB2990は2020年11月に廃案となり、翌2021年には別の法案AB1316が提出された。AB1316はCSの監査者に資格を設けること、監査をピアレビューすること、nonclassroom-basedであるCSで教室における授業が行われる割合に基づき5段階に区分し傾斜をかけて予算配分することなどを求めるもので、いわゆる「チャーター・キラー法案」であった。ベンダー関係としては、ベンダーとして認められるための資格証明制度の創設、すべての学区で統一的方法による競争入札制度によるベンダー登録が盛り込まれた。

同じく2021年には、法案SB593が提出された。ベンダー関係では、エンリッチメント活動（Educational Enrichment Activities）関係の条文をきちんと州法に盛り込もうとしたもので、その主な内容としては、ベンダーによる活動は非宗教的なものであること、LEAは方針と手順を定めようとしてベンダーから提供されるサービスに対し適正な市場価値を確保すること、ベンダーには傷害保険への加入を求めること、保護者や学校の職員の監督なしに生徒と交流するベンダー職員は犯罪歴をLEAに提供すること、提供するエンリッチメント活動に関する資格や専門的知識の証拠を提示すること、年間10万ドルを超える売買が行われる場合は契約内容を公開しLEAの理事会で承認を得なければならないことが含まれていた。

上記3法案を含め2020年以後CS、特に非通学型CSに対する規制法案は多数提出されたものの、法制化に

は至っていない。つまりコミュニティ・インパクト調査、非通学型CS設置申請の停止以降は、厳格な規制強化は進んでいない。規制強化を望む声はもちろんあり、特に2019年には後述する巨額詐欺が発覚しその声は大きくなったわけだが、規制強化が進んでいない理由としては、①規制の厳しいキラー法案にはCS関係者（特にCalifornia Charter Schools AssociationとCharter Schools Development Center）が強く反対するロビー活動を展開したこと、②突然のコロナ禍によって2021年度は州内の全学区にインディペンデント・スタディプログラムを提供することが義務づけられたこと（AB130, 2021：この形態は非通学型CSのそれに近く、CSは学区・市民に対して存在意義を示すことができた）、③非通学CSの新規申請を認めない期間が延長され2025年1月までは新たな設置申請の動きがなくなったこと（事実上、新規開校が2025年度以降になったこと）、④CS以外の一般公立学校でも放課後や夏休みなどに地域人材・組織を学校に招き入れて教育や福祉等のサービスを（学校教育を補うかたちで）提供してもらうこと（Expanded Learning Opportunity/full-service community school）に対する予算措置が講じられたこと（AB102, 2025）も影響していると考えられる。

## 7. 考察

最後に、非通学型のCSが大量の生徒と教育費を既存公立学校から奪ったことで、CSのノン・コア科目についても教員免許状が義務づけられたということ、そして、非通学型CSがエンリッチメント・ベンダーを登録していること、について考察を加えたい。

非通学型CS（ホームスクーラー支援、バーチャル、オンライン型）にとって、免許状保持者を雇用することは、実はそれほど大きな問題とはならない。なぜなら、このようなCSは州内全域から（場合によっては他州からでも）オンラインで授業をする教員を雇用することができるので、通学／通勤型学校ほど、教員確保には苦勞しないのである（物理的な通勤が必要になる通常タイプの学校であれば、雇用範囲が事実上制限される）。しかも、ホームスクーラーやバーチャル利用生徒は、学習（特にアカデミック科目）の多くを自分たちで（家庭で／オンライン教材を使って）行うので、「教師」にはさほど多くのことは求めない。ところが、非通学型CSのノン・コア科目（音楽、美術、芸術、体育等：ギター、演劇、バレエなど）については、非通学型であっても、できるだけ対面式の、科目によっては一対一に近いかたちでの学習環境が双方から求められる。

では、非通学型CSがいわゆる正規の教師としてノン・コア科目の教師を雇用しようとするかということ、そ

う方向には向かわない。これら教師の多くは非常勤でよいからである。生徒側から選択された場合にのみ、その「エンリッチメント・ベンダー」＝「エンリッチメント・サービス・プロバイダー」に報酬を支払う。これこそが、きわめてリーズナブルな仕組みなのである。「教師」としてリクルートし、雇用することによって発生する負担やリスクは、相当なものがある。それに比べれば、多様な「エンリッチメント・ベンダー」を数多く登録しておくことの方がよい、という発想が働いている。しかも、量的にも質的にも「リッチ」なベンダーをかかえておけば、CS自体のブランディング（ブランド化、ブランド構築）に大きな効果をもたらす。

今後、エンリッチメント・ベンダーはCS以外の一般公立学校にも入り込む（公立学校側がそれを引き入れる）可能性がある。いや、むしろすでに入っていると見るべきである（上記④）。学校は、学校が直接提供しない、提供できない、提供しようと思えばできるかもしれないが提供しようとはしない教育活動を、学外の他団体や個人に頼って生徒・保護者に提供しているわけである。非通学型CSがベンダーを登録しそこに公金が流れることを批判する人もいるが、ベンダリング、アウトソーシングは一般公立学校においても拡大している事象であって、規制強化をするというなら、その矛先はただCSにだけ向けておけばよいということにはならないだろう。

## 付記

本論文は、科学研究費基盤研究（C）課題番号23K02136「米国における非通学型学校の増加とチャータースクールに対する規制強化に関する研究」（研究代表者：佐々木 司）による研究成果の一部である。

## 参考文献

- (1) 佐々木司「チャータースクールに対する規制強化に関する研究—ロサンゼルス市統合学区における「コミュニティ・インパクト」を中心に—」、西日本教育行政学会『教育行政学研究』第42号、2021年、pp.27-37。
- (2) Education Commission of the States. “Charter School Policies: Do Teachers in a Charter School Have to Be Certified?” 2024. Accessed September 25, 2025. <https://reports.ecs.org/comparisons/charter-school-policies-21>
- (3) Commission on Teacher Credentialing, “A History of Policies and Forces Shaping California Teacher Credentialing” (Sacramento: California Commission on Teacher Credentialing, 2011), accessed September 25, 2025, <https://docs.ctc.ca.gov/document/download/29852>

- (4) California State Assembly Bill No. 544. Statutes of California, 1998.
- (5) California State Senate Bill No. 2042. Statutes of California, 1998.
- (6) California State Assembly Bill No. 1219. Statutes of California, 2019.
- (7) California State Assembly Bill No. 1505. Statutes of California, 2019.
- (8) California State Assembly Bill No. 2990. Statutes of California, 2020.
- (9) California State Assembly Bill No. 130. Statutes of California, 2021.
- (10) California State Senate Bill No. 593. Statutes of California, 2021.
- (11) California State Assembly Bill No. 1316. Statutes of California, 2021.
- (12) California State Assembly Bill No. 102. Statutes of California, 2025.